

第2回農業委員会総会議事録

- 1 招集日 令和8年2月5日(木)
- 2 開会日時及び場所
令和8年2月5日(木) 午後1時58分
雲仙市役所別館3階会議室
- 3 閉会日時 令和8年2月5日(木) 午後2時46分
- 4 委員氏名

(1)出席者(17名)

1番 山崎富士子	2番 笠原 勝	3番 松尾 茂敏	5番 中川 實美
6番 馬場 保	7番 前田 辰己	9番 田島 真一	10番 内田 弘幸
11番 栄木 正孝	12番 宮寄 芳守	13番 井出 真吾	14番 小田 伸吾
15番 小筏 正治	16番 山崎 正典	17番 坂本 博	18番 東 康敬
19番 林田 剛			

(2)欠席者(なし)

5 議事に参与した者

事務局長	高木 謙次
次 長	内田 啓輔
参事補	福田かすみ

6 提出議案及び報告事案

- 日程第1 会議録署名委員の指名について
- 日程第2 議案第7号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 日程第3 議案第8号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
- 日程第4 議案第9号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 日程第5 議案第10号 農用地利用集積等促進計画(案)に係る意見聴取について
- 日程第6 報告第2号 非農地通知の発出について

午後1時58分開会

○事務局長(高木 謙次君) それでは、令和8年第2回雲仙市農業委員会総会を始めたいと思います。

議事進行上、発言をされる場合は、挙手の上、議長が指名をしてからマイクを通して発言してください。また、携帯電話は音の出ない状態に設定くださいますようお願いいたします。

今回の議案審議について事前にお断りいたします。農地法第3条第1項の規定による許可申請の中

で、前田辰己委員が関係者となっていますので、議事に参与することはできませんが、委員の意思により参考人として出席し、説明などのため発言は差し支えありません。また、ほかの案件についての意見を求めるため、最後の議決の際に退出していただくことでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○事務局長（高木 謙次君） それでは、本日、欠席委員はおりませんので、法の規定による過半数に達しておりますので、会長に開会をお願いいたします。

○議長（林田 剛君） 改めまして、皆さん、こんにちは。寒い中、お集まりいただきましてありがとうございます。暦の上で立春という季節に入りましたが、東北のほうでは記録的な大雪、また太平洋側では干ばつということで少雨ということで、農業のほうにもいろいろ心配する、懸念される状況がありますが、まだまだ寒い日が続きますので、皆さん、お体のほう御自愛いただいております。お過ごしください。

それでは、ただいまから、令和8年第2回雲仙市農業委員会総会を開会いたします。

まずは、議決事件の審議を行います。

各委員の協力方よろしくをお願いいたします。

日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、会議規定第12条の規定により、11番、栄木正孝委員、12番、宮寄芳守委員、両委員を指名いたします。

これから議事に入ります。

日程第2、議案第7号、農地法第3条第1項の規定による許可申請についてから、日程第6、報告第2号、非農地通知の発出についてまでの議案4件、報告1件となります。

それでは、日程第2、議案第7号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、事務局、議案事項の説明を求めます。

○参事補（福田 かすみ君） 議案書2ページを御覧ください。

〔議案第7号の朗読〕

議案書3ページ、申請番号111番から122番までの12件の申請がっております。詳しくは別添1を御覧ください。

以上です。

○議長（林田 剛君） それでは、東部調査会長から案件について説明をお願いします。

○委員（14番 小田 伸吾君） 議席番号14番、東部調査会長の小田です。

東部調査会分は、申請番号111番から112番です。

申請番号111番は、耕作利便のため買い受ける案件です。

申請番号112番は、親から子への贈与の案件です。

以上です。

○議長（林田 剛君） ありがとうございます。

申請番号111番から112番について、ご質疑がありましたらお願いします。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（林田 剛君） ご質疑がないようですので、続きまして、中部調査会長から案件について説明をお願いします。

○委員（10番 内田 弘幸君） 議席番号10番、中部調査会長の内田です。

中部調査会分は、申請番号113番から115番です。

申請番号113番は、規模拡大のため譲り受ける案件、申請番号114番は、県外在住の所有者から処分のため、規模拡大農家が譲り受ける案件です。

申請番号115番は、自宅の隣接地の農地を弟から兄が交換で譲り受ける案件です。交換する土地は農地でない土地です。

以上です。

○議長（林田 剛君） ありがとうございます。

申請番号113番から115番について、ご質疑がありましたらお願いします。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（林田 剛君） ご質疑がないようですので、続きまして、西部調査会長から、案件について説明をお願いします。

○委員（13番 井出 真吾君） 議席番号13番、西部調査会長の井出です。

西部調査会分は、申請番号116番から122番です。

申請番号116番から118番については、譲受人が同一なので、一緒に協議します。それぞれ申請理由の記載内容は異なりますが、聞き取りによりますと、所有者全員に耕作できない理由があり、譲受人が買い受ける形になっております。

申請番号119番は、農業を始めたいということで、自宅そばの農地を譲り受ける案件です。

申請番号120番は、耕作利便のため譲り受ける案件、申請番号121番は、耕作できない所有者から規模拡大農家が譲り受ける案件、申請番号122番は、所有者の要望で、交換により譲り受ける案件です。

以上です。

○議長（林田 剛君） ありがとうございます。

それでは、申請番号116番から122番について、ご質疑がありましたらお願いします。いいで

すかね。

○委員（16番 山崎 正典君） 議席番号16番、山崎です。

119番ですけど、農業を始めたいとなつて、これは借りることも買うこともできるんですかね、土地も借りたいなら。

○事務局長（高木 謙次君） 貸借も、購入することも、両方とも可能です。借りることも可能ですし、購入することも可能です。下限面積はもう撤廃されていますので。

○委員（16番 山崎 正典君） いや、そうですけど、農業をしとらん人が買うことはできんやろうけえ。

○事務局長（高木 謙次君） 一応、営農計画書を出されていますので、それに基づいて将来的にされるということです。

○委員（16番 山崎 正典君） 分かりました。

○議長（林田 剛君） ほかにございませんか。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（林田 剛君） それでは、ないようですので、ただいまから採決を行います。本案件につきましては前田委員が関係者ですので、農業委員会等に関する法律第31条第1項議事参与の制限に該当しますので、前田辰己委員の退室を求めます。

〔前田辰己委員 退室〕

○議長（林田 剛君） 議案第7号、申請番号111番から122番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（林田 剛君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

ここで、前田辰己委員の入室を求めます。

〔前田辰己委員 入室〕

○議長（林田 剛君） 続きまして、日程第3、議案第8号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について、事務局、議案事項の説明をお願いします。

○参事補（福田 かすみ君） 議案書6ページを御覧ください。

〔議案第8号の朗読〕

議案書7ページ、申請番号21番から22番の2件の申請となります。詳しくは別添2を御覧ください。

以上です。

○議長（林田 剛君） それでは、中部調査会長から案件について、説明をお願いします。

○委員（10番 内田 弘幸君） 議席番号10番、中部調査会長の内田です。

中部調査会分は、申請番号21番ですが、追認申請となっています。

申請番号21番について、申請地は農振白地、10ヘクタール以上の農地の集団の中にある農地で第1種農地と判断しました。申請目的は一般個人住宅用地です。第1種農地ですので、原則としては転用できない農地ですが、例外規定の既存集落に接続していることから許可できるものと判断しました。

また、20年以上前から宅地用地として使用していることで追認許可の条件を満たしていることから、許可に関して特に問題ないものと思われます。

以上です。

○議長（林田 剛君） ありがとうございます。

それでは、申請番号21番について、ご質疑がありましたらお願いします。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（林田 剛君） ご質疑はないようですので、続きまして、西部調査会長から案件について説明をお願いします。

○委員（13番 井出 真吾君） 議席番号13番、西部調査会長の井出です。

西部調査会分は、申請番号22番です。追認申請となっています。

申請番号22番について、申請地は農振白地、宅地が連坦していることから第3種農地と判断しました。申請の目的は一般個人住宅地用地です。20年以上前から宅地用地として使用していることで追認許可の条件を満たしていることから、許可に関して特に問題ないと思われます。

以上です。

○議長（林田 剛君） ありがとうございます。

それでは、申請番号22番について、ご質疑がありましたらお願いします。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（林田 剛君） ご質疑がないようですので、議案第8号、申請番号21番から22番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（林田 剛君） ご異議ないようですので、申請どおり決定することとします。

続きまして、日程第4、議案第9号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、事務局、議案事項の説明をお願いします。

○参事補（福田 かすみ君） 議案書8ページを御覧ください。

〔議案第9号の朗読〕

議案書9ページ、申請番号34番から37番の4件の申請がっております。詳しくは別添2を御覧ください。

以上です。

○議長（林田 剛君） それでは、東部調査会長から案件について説明をお願いします。

○委員（14番 小田 伸吾君） 議席番号14番、東部調査会長の小田です。

東部調査会分は、申請番号34番から35番です。

申請番号34番について、申請地は農振白地、宅地が連坦していることから第3種農地と判断しております。申請目的は、近隣で建設業を営む会社の資材置場及び駐車場用地で、許可に関して特に問題ないものと思われま。

申請番号35番について、申請地は農振白地、10ヘクタール未満の農地の集団の端にある農地で、第2種農地と判断しました。申請目的は、一般個人住宅と農業用倉庫用地の追認申請です。土地境界線の誤認により、宅地及び農業用倉庫用地として使用していたということで追認許可の条件を満たしていることから、許可に関して特に問題ないものと思われま。

以上です。

○議長（林田 剛君） ありがとうございます。

それでは、申請番号34番から35番について、ご質疑がありましたらお願いします。ご質疑ございませんか。どうぞ。

○委員（15番 小筏 正治君） 34番の水路、あれは確認しとってもらってるか。

○議長（林田 剛君） 事務局。

○事務局次長（内田 啓輔君） これ申請者が司法書士さんなんですけど、司法書士さんを通じて、買い受けられる方に水路がありますけどもということでお話しして、近隣住民に影響がないような、支障がないような仕立てをするということで確認をさせていただいています。一応、埋めるような方向で考えておられたようです。

○委員（15番 小筏 正治君） 埋めるって水路を。

○事務局次長（内田 啓輔君） 一応、公図上にはないので、本来ももとなかったのかもしれないです。現状ではあったのかもしれないですけど、公図上にはありません。

○議長（林田 剛君） 事務局。

○事務局長（高木 謙次君） 一応、水路については、今現在は使われていないというふうにお聞きをしております。生活雑排水が流れるような水路ではなくて、雨水のみの水路ですので、雨水については、その横の道路にまた側溝がありますので、そちらのほうに流れ込むものと思っております。

○議長（林田 剛君） よろしいですか。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（林田 剛君） ご質疑がないようですので、続きまして、西部調査会長から案件について説明をお願いします。

○委員（13番 井出 真吾君） 議席番号13番、西部調査会長の井出です。

西部調査会分は、申請番号36番と37番です。

申請番号36番について、申請地は農振白地、10ヘクタール未満の集団の中にある農地で第2種農地と判断しました。申請目的は蓄電池置場用地です。転用面積が30アールを超えるので、県の常設審議委員会に意見を聞かなければならない案件です。雲仙市農業委員会としては、許可に関し特に問題ないと思われまます。

申請番号37番について、申請地は農振白地、10ヘクタール未満の農地の集団の中にある農地で第2種農地と判断しました。申請目的は一般個人住宅用地です。申請地については、農地法第3条許可申請の申請番号122番の案件において、交換で取得する農地です。面積に関して500平米を超越しますが、土地全体が不整形であり、住宅を中心にするると、残地が農地としても使い勝手が悪くなることから、やむを得ないと判断しました。許可に関して特に問題ないものと思われまます。

以上です。

○議長（林田 剛君） ありがとうございます。

それでは、申請番号36番から37番について、ご質疑がありましたらお願いします。どうぞ。

○委員（15番 小筏 正治君） 追認で始末書とか上がってきとるけど、それとまた次にまたこういうことがあった場合、どがんす。あんたはもう前に始末書、書いとるじゃったっていうて、対応はどがんするとですか。今後、このようなことがないようにということで始末書、書かしておるんじやろ。

○事務局長（高木 謙次君） てんまつ書を書かれて許可された案件について、その後にもまたそういった案件が発生した場合には、この中で慎重に審議をすべきものだと思っておりますので、許可する、しないというのは、この農業委員会の総会の中で決を取っていただくという形になろうかと思ひます。

○委員（15番 小筏 正治君） 総会において決めるわけ。

○議長（林田 剛君） どうぞ。

○委員（10番 内田 弘幸君） 議席番号10番、内田です。

大概、てんまつ書で、もう二度とこういうことはいたしませんと書いてあるとに、何回でん、てんまつ書ば書けばよかつたいという話にならんようにやっぱりせんばいかんこととでありますので、事務局で受けたときに、やっぱりこの前もてんまつ書を出しましたよねというときには、ここで許可を出す、出さんのことではなくて、事務局が受けてる段階で、そういうのは、ちょっとこれは問題ですなということで、熟慮してもらわんといかんことだと思ひます。

以前も、まあ以前も大分前になつとすけど、中部の案件であったわけですよ。そして、もう本当、てんまつ書が何回も出しておらして、今度その代が変わって息子になれば、親がそういうことばしとって、息子はよかと、よかとして、てんまつ書ば書けばよかつちやせんということがあったわけですよ。そんなときに、大体始末書というとは1回やろうもんと。始末書ば2回も3回も出せばよかぐらい

の風潮ばつくっちゃいかんとやなかとかということで、その時点では、今回はもうそこは認めんということで、ちゃんと元に戻してくれろということであったわけですけど、やっぱそこら辺は、今、こういうことは小筏委員が言わすこと、ここでということでいいのかなっていう、どう思いますけど、事務局のほうでやっぱりある程度の、ああこの人って分かった時点で、ビシッと言うてくれなきゃ困ります。

○事務局長（高木 謙次君） 内田さん言われるとおり、悪意があってそういった形をされたものについては、うちの事務局のほうは当然指導はするんですけども、親の代から受け継いだような土地で、親の代に無断転用されていたものがあるって、それについててんまつ書を書かれて、また後で出てきた場合とか、いろんなケースがあると思いますので、それはケース・バイ・ケースで事務局のほうで判断して、上げるべきかどうかというのは判断させていただいて、皆さんの意見を伺うべきものは伺う、受け付けないものは受け付けないということで、対応させていただければと思っております。

○議長（林田 剛君） 中川委員。

○委員（5番 中川 實美君） 無断転用で、国見町で1回、コンクリートを畑に打ってあって、そこに物置小屋みたいなプレハブのあれがあったんですよね。それは撤去したんですよね、農業委員会で言って。そんなこともありましたから。

○議長（林田 剛君） ほかの委員の皆さん、どう思われますか、関連で言うので。

○委員（15番 小筏 正治君） そのときは上がってきたけど、どういうことでそうなったかというのもいろいろあるかもしれんけど。

○議長（林田 剛君） 原則、何度もというのはちょっと問題があると思いますが、そのとき、そのときの、先ほど局長から説明があったように、そのとき、そのときの議案の内容で審議というか受付のときもそうですけど、するということでよろしいですか。どうぞ。

○委員（16番 山崎 正典君） 議席番号16番ですけど、それって20年経つのか、30年経つのか分かってますかね、前のこと。大分変わるじゃないですか。メンバーも変わるし、事務局も変わるし、記録にとってあるにしても、分かるんですかね。

○事務局長（高木 謙次君） 多分、あまり時間が経ちすぎると、事務局自体もメンバー変わりますので、そこはもう分からないまま議案として上がる可能性もあると思います。（発言する者あり）

○議長（林田 剛君） ほかにご質疑ございませんか。どうぞ。

○委員（18番 東 康敬君） 18番、東です。この36番の中で、ここで大型開発ということですよ。そのときに、ここで許可があって、それから県のほうに行く順番なんですか、順番的には。

○議長（林田 剛君） 事務局。

○事務局長（高木 謙次君） これまで、このようにしてきているようです。ここで一応許可を受けた後で最終的に審議、県の審議を受けて、その後、実際許可になるかと思えます。

○委員（18番 東 康敬君） 分かりました。

○議長（林田 剛君） 例えば、今月はいつで。

○事務局長（高木 謙次君） 10日ですね。

○議長（林田 剛君） 10日の許可が下りれば。

○事務局長（高木 謙次君） 意見がなければもうそのまま許可。

○議長（林田 剛君） 許可ですね。分かりました。

ほかにご質疑ございませんか。笠原委員。

○委員（2番 笠原 勝君） 議席番号2番、笠原です。

ここの農地は大きい田んぼ、真っすぐこの田んぼあるんですけど、水稻が作られていたんでしょうか。

○事務局次長（内田 啓輔君） 36番ということでいいですかね。

○委員（2番 笠原 勝君） ああ、そうです。

○議長（林田 剛君） 事務局。

○事務局長（高木 謙次君） この地域、中山間地域ということで、日照り不足とか、そういったことで道路も狭いということで、水稻はなかなか作られていなかったということで、今回の用地として候補に上がったみたいです。（「全部が全部じゃなかですけど」と呼ぶ者あり）

○議長（林田 剛君） 農振でもきました。大型の蓄電池用地ということですので。

○委員（18番 東 康敬君） 面積自体、蓄電池の容積自体ちゅうのはどんくらいあったんですか。所有面積というのは。蓄電池が建つ。

○事務局次長（内田 啓輔君） これはもうほんの一部ですよ。図面ではもう、何かコンテナみたいなとか、3連で散らばって配置されるようですけど。（発言する者あり）いや、もう蓄電池だけです。

○議長（林田 剛君） 高圧線からこう引き込んでの蓄電池という。

○委員（18番 東 康敬君） 結局、そんだけの建物で、あとは空き地のような感じの中で、利用方法として、そのまま残った土地というのは、管理自体というのは何とするわけですかね。草ぼうぼうじゃなくて。

○事務局次長（内田 啓輔君） 計画の中で、透水性の舗装をするそうです。防除計画書、51ページですけど。透水性の舗装をするそうです。

○議長（林田 剛君） どうぞ。

○委員（10番 内田 弘幸君） 中山間地ですか。そしたら、その、何か傾斜というか、それはやっぱ中山間やけん、その傾斜とか。

○事務局次長（内田 啓輔君） 段差はこうあります。

○委員（10番 内田 弘幸君） 透水性の。それというのは。草が生えたり何だりしてという分のも

のはいろいろ根っこなり何なりがあるけれど、もう透水性のそういうのがあれば草は生えんけん、そうしたときに、その下の泥ちゅうのは崩れやすくなつと。もろくなってきとる。そしたらそこの傾斜がどういふふうな傾斜かと思うけど。

○事務局次長（内田 啓輔君） 急勾配ではないですね。

○委員（10番 内田 弘幸君） 草は生えんごとしていうとは、草ば生えんごとそういうことばしよれば、中山間で聞いたけん、傾斜が心配になつたとぼってん、透水性のやつばひけば光は入らんけん、水だけは入るけん。それで、そのあたりの太陽光が山にするときも、それでもう反対したですけん。もう透水性のそういうあれをするからということやったけん、そんならもう太陽光ということで。だけん、そこら辺の、そういうすることによって、そこの水はよかろうぼってん、それなりのそこの地盤というとは緩んでいくとよ。

○議長（林田 剛君） 事務局。

○事務局長（高木 謙次君） 一応、敷地内に水路とためますを設けて、既存の水路に接続をしてから水は流すということみたいです。

○委員（10番 内田 弘幸君） 透水性ということ、水ば通すということやろ。そういうことやろ、透水性ということ。それば言いよつとです。蓄電池ば建ててあれしたら、雨が降つたり何だりしたらそりゃ水路にたまるよになつとるやろうけど、そこに透水性のあれを張るということ、そこに傾斜があれば、それはどうなのかなつていうとが言いよることであつて、そこの地盤がそこそこそれなりの強度があつてというとなら問題なかとぼってん。地元の人たちがどうだったかもしれんと。それなりに平坦ならそこら辺にしてもよかけど、それなりにこう、中山間で聞いたけん、中山間ならそれなりの傾斜があるとでねと思つたもんですけ。

○事務局次長（内田 啓輔君） 崩れやすくなるとじゃないかというようなご指摘ですかね。一応、擁壁を設けたり、のり面の保護とかということの処置はされるということなんですけど。

○議長（林田 剛君） どうぞ。

○委員（15番 小筏 正治君） この案件自体、地域の人に説明会か何かして、同意かもろうていますか。（発言する者あり）

○事務局長（高木 謙次君） すみません、一応、土砂の流出については盛土2メートルぐらいして、切り土もしてから勾配をなくすような工法を取られるというふうになっているようです。（発言する者あり）

○議長（林田 剛君） よろしいですか、今の説明で。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（林田 剛君） それでは、ご質疑がないようですので、議案第9号、申請番号34番から

37番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（林田 剛君） ご異議ないようですので、申請どおり決定することとします。

続きまして、日程第5、議案第10号、農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見聴取についてを議題とします。

事務局、議案事項の説明を求めます。

○参事補（福田 かすみ君） 議案書12ページを御覧ください。

〔議案第10号の朗読〕

議案書13ページ、整理番号1番から議案書40ページ整理番号48番です。この促進計画（案）について意見等ございましたらお願いします。

以上です。

○議長（林田 剛君） それでは、各委員さん、質問等がありましたらお願いします。ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（林田 剛君） それでは、ないようですので、議案第10号、農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見聴取については、特に意見なしと報告することとします。

次に、日程第6、報告第2号、非農地通知の発出についてを議題とします。

事務局、報告事項の説明を求めます。

○参事補（福田 かすみ君） 議案書41ページを御覧ください。

〔報告第2号の朗読〕

議案書42ページの受付番号14番の1件です。受付番号14番については本人から申請があったため、令和7年12月に現地確認後、非農地通知を発出したものです。

以上です。

○議長（林田 剛君） それでは、各委員さんから、ただいまの報告について何かありましたらお願いします。ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（林田 剛君） ないようですので、お諮りします。本総会における議決事件について、その条項、字句、数字、その他整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（林田 剛君） ご異議なしと認めます。したがって、これらの整理を要するものについては、議長に委任することに決定しました。

これもちまして、議決事件の審議は全て終了しました。どうもありがとうございました。

午後 2 時46分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和8年 2月 5日

議 長

署名委員

署名委員